

認可保育所、東京都認証保育所の比較

	認可保育所	東京都認証保育所	
		A 型	B 型
設置者	社会福祉法人・民間事業者・個人等（主体に係る制限なし） 22,699 か所(H18.4.1.現在)	民間事業者等 245 か所(H18.4.1.現在)	個人 78 か所(H18.4.1.現在)
施設基準	乳児室、保育室、遊戯室、調理室、医務室等 屋外遊戯場（園庭） 3.3 m ² 以上（付近の公園可）	乳児室、保育室、遊戯室、調理室、医務室等 屋外遊戯場（園庭） 3.3 m ² 以上（付近の公園可）	——
（児童1人当たりの面積）	0・1歳 <u>1.65 m²以上（乳児室）</u> <u>3.3 m²以上（ほふく室）</u>	0・1歳 <u>3.3 m²（2.5 m²まで弾力化）</u>	0・1歳 <u>2.5 m²以上</u>
	2歳以上 1.98 m ² 以上	2歳以上 1.98 m ² 以上	2歳以上 1.98 m ² 以上
入所	保護者と市町村との契約	<u>保護者と施設の契約</u>	
職員	・有資格保育士 0歳 3：1 1・2歳 6：1 3歳 20：1 4歳以上 30：1 * 常勤保育士は、各クラス1名以上（乳児を含む場合は2名以上）	同 左 <u>* 有資格者は、6割以上</u>	
助成対象児童の要件・定員等	<u>保育に欠ける0～5歳の乳幼児</u> 定員 20名以上	<u>0～5歳の児童[月160時間以上の利用が必要な児童]</u> 定員 20～120名 (3歳未満児 1/2以上)	<u>0～2歳の児童[区市町村が必要と認められた者]</u> 定員 6～29名
開所時間	<u>11時間</u> （11時間以上の場合、延長保育で対応）	<u>13時間以上</u>	
公的助成の内容	(1)施設整備費 (2)運営費 (3)特別保育事業費	(1) <u>開設準備費</u> （駅前に設置するA型のみ） (2)運営費	
保育料	<u>市町村が、年齢に応じた保育費用をもとに家計に与える影響を考慮して定めた保育料を保護者から徴収</u>	料金は <u>自由設定</u> （ただし国の徴収基準額表の額が上限）	

認定こども園の平成19年8月1日現在の認定件数及び今後の申請見込件数

(1) 平成19年8月1日現在の認定件数

	件数	(内訳)			
		幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認定こども園の認定件数	105	49	37	13	6

(2) 平成19年4月1日現在の認定件数及び申請見込件数

	件数	(内訳)				
		幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	不明(注1)
認定こども園の認定件数	94	45	32	13	4	-
平成19年度中の申請見込件数	542	185	177	61	100	19
平成20年度以降の申請見込件数(注2)	1,460	351	483	301	160	165
合計	2,096	581	692	375	264	184

(注1) 調査時点において、いずれの類型で申請するつもりが決めていない場合

(注2) 「申請時期未定」の件数も含む

認定こども園の認定状況(都道府県別)

都道府県	認定数	都道府県	認定数
北海道	10	滋賀県	1
青森県	1	京都府	0
岩手県	3	大阪府	1
宮城県	1	兵庫県	12
秋田県	9	奈良県	0
山形県	3	和歌山県	0
福島県	1	鳥取県	0
茨城県	4	島根県	0
栃木県	5	岡山県	1
群馬県	5	広島県	5
埼玉県	0	山口県	1
千葉県	2	徳島県	1
東京都	3	香川県	0
神奈川県	4	愛媛県	1
新潟県	0	高知県	3
富山県	1	福岡県	6
石川県	5	佐賀県	4
福井県	0	長崎県	1
山梨県	0	熊本県	0
長野県	2	大分県	1
岐阜県	0	宮崎県	2
静岡県	0	鹿児島県	3
愛知県	3	沖縄県	0
三重県	0	合計	105

幼保連携推進室調べ(平成19年8月1日現在)

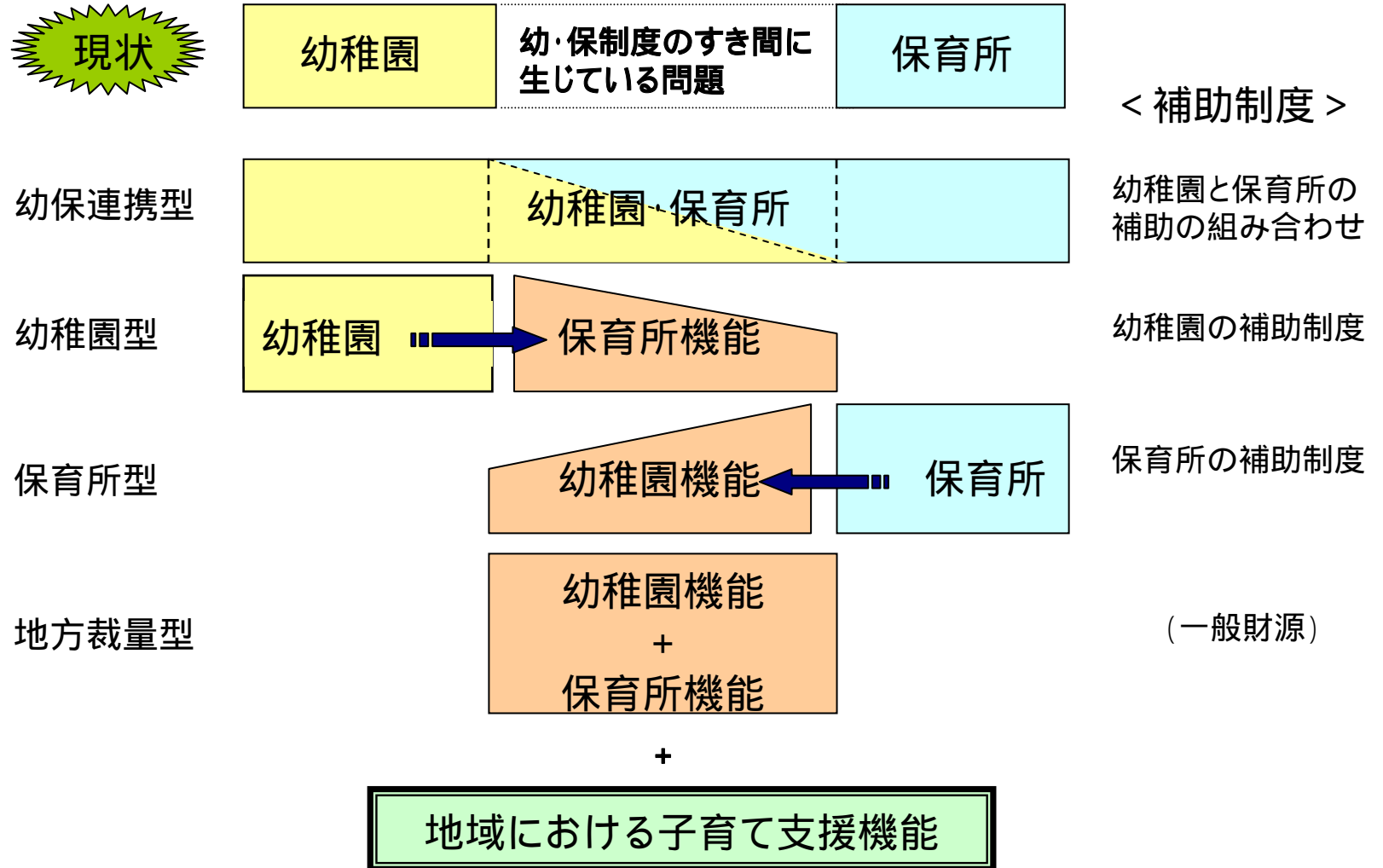
認定こども園類型別・公私別認定数(平成19年4月1日現在)

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	合計
公立	16	0	7	0	23
私立	29	32	6	4	71
合計	45	32	13	4	94

認定こども園の類型と財政措置

地域のニーズに応じて選択が可能に

認定こども園（都道府県による認定）



これらの多様な類型を認定対象としていくとともに、幼保連携型施設の設置促進のための措置を講じる。

幼保連携型の場合の財政上の特例(私立施設)

		現行	新制度による幼保連携施設
幼稚園	(施設整備費) 私立幼稚園施設整備費補助金	学校法人のみ助成	社会福祉法人にも助成
	(運営費) 私学助成	学校法人のみ助成	社会福祉法人にも助成
保育所	(施設整備費) 次世代育成支援対策施設整備費交付金	社会福祉法人、日赤等に助成 (学校法人は対象外)	学校法人にも助成
	(運営費) 保育所運営費負担金	設置主体にかかわらず助成	同左 さらに、助成対象を拡大 (定員10人でも保育所認可)

認定こども園は、基本的に、既存の幼稚園・保育所の財政措置を活かしながら、機能の充実によりニーズの多様化にこたえようとするもの。既存施設からの転換を容易にし、幼保連携型施設の設置を促進する観点から、各種の特例を設けている。

私立幼稚園

【運営費】

私学助成(幼稚園分)
345億円 (334億円)

【施設整備費】

私立幼稚園施設整備費補助
24億円 (11億円)

私立保育所

【運営費】

保育所運営費負担金
3,267億円 (3,127億円)

【施設整備費】

次世代育成支援対策施設整備交付金
180億円 (130億円)

【その他】 ・地域子育て支援拠点の拡充 111億円(約6,000か所 約8,000か所)
・利用料(保育料)の第2子以降の軽減措置について、兄弟が幼稚園に在園する保育所児、兄弟が保育所に在所する幼稚園児に拡充(19年度～)

既存施設から幼保連携型認定こども園に移行する場合、職員資格や施設設備についての特例あり

< 幼保連携型の場合の財政上の特例 >

(従来)学校法人のみ助成

社会福祉法人にも助成

(従来)学校法人は対象外

学校法人にも助成

(従来)定員20名以上

定員10名で保育所認可

家庭的保育事業(保育ママ)

保育需要の増に対応するための応急措置として、保育士、看護師(看護師資格を有する保健師・助産師も可)の資格を有する保育者(家庭的保育者)の居宅において少人数の就学前児童を保育する家庭的保育を実施(事業を実施する市町村に補助)

児童の要件

- ・保護者の就労等により、日々保育に欠ける就学前児童(個人実施型保育については、3歳未満児)

実施場所

- ・家庭的保育者自身の居宅又は賃貸アパート等家庭的保育を実施するのに適切と市町村が認めた場所

家庭的保育者の要件等

- ・保育士又は看護師の資格を有する者
- ・家庭的保育者に、現に養育する就学前児童又は介護の必要な者がいないこと
- ・保育する児童の人数は3人以下(ただし、補助者とともに2人で保育する場合には5人以下)

「地方自治体における家庭的保育の取り組みに関する調査」

調査対象：10万人以上の都市、東京都内の区市の地方自治体(294)

調査方法：郵送による質問調査(平成19年1月～2月)(回収率68.9%)

家庭的保育の取組に関する調査(子ども家庭総合研究所委託) 第一次調査結果

家庭的保育実施の問題や課題(複数回答有)

